

平成31年1月11日

山口県議会議長

柳居 俊学 殿

### 公開質問状（再）

平成30年12月27日に貴職名で出状されました「公開質問状に対する回答について」を拝受いたしました。 当方が希望した期日までに、ご回答頂きましたことをまずお礼申し上げます。

回答内容を詳細に検討致しました結果、当方の質問に誠実にお答え頂けていない箇所がありますので、再質問により貴職の真意を確認致したく存じます。

当方の意図をお汲み取り頂き、詳細かつ具体的にお答え下さいますようお願い申し上げます。

なお、回答を2月初旬までに頂ければ幸甚に存じます。

岩国を守る会 “風”

南部 博彦

(連絡先) 〒741-0072

岩国市平田6-37-21

0827-31-1467

hnambu935@sky.megaegg.ne.jp

(写配布先) 山口県知事 村岡 嗣政 殿  
山口県議会事務局長 殿  
山口県庁内 県政記者クラブ 御中

## 再質問

前回の公開質問状の順にそって、再質問致しますので、よろしく申し上げます。

(1) 政務活動費制度の見直しについて

貴職からの回答によれば、「必要に応じて見直しを行う」となっており、具体的な計画が記述されていません。文面からは、実質的な見直しは行わないとも読み取れますが、それで間違いありませんか？ もし、見直しを継続するお考えなら、具体的な計画をお示してください。

(2) 第三者機関の設置について

ホームページに掲載される資料は、査定後の資料であります。

県会議長の指示に従って、査定を実施するのは、県議会事務局の職員であり、議員との力関係から、公平中立な査定は困難であると考えています。

「透明性」とは、査定の過程を含めてのものであり、資料をホームページに公開することで完全に透明性が図れるようになるとは思えません。

第三者機関が必要でないとするなら、査定の過程の「透明性」をいかに担保するのか、具体的にお答えください。マニュアルに沿って実施するというのが回答なら、改訂されたマニュアルを提示願います。

(3) 広報紙作成費用の按分について

改訂マニュアルをお示してください。

(4) 人件費の査定について

情報公開条例に従うと開示資料を黒塗りにすることが避けられないなら、査定の過程をわかりやすく説明して頂く必要があります。回答によると、「議員に確認している」とのことですが、具体的に、だれが、どのような手段で確認し、その確認した内容が、どのような過程を経て、オーソライズされているのかについてお答えください。以前、県議会事務局担当者と面談した折には、職員が電話による確認をしているとお答えいただいておりますが、それでは、不十分だと考えます。

(5) 政務活動費の支給方法について

「後払いにするか、前払いにするかは、本質的な問題ではない」との回答を読んで啞然と致しました。前払いがもたらす弊害については、先の質問で当方の見解を示しております。

「後払いにするか、前払いにするかは、本質的な問題ではない」とする根拠を具体的に説明してください。

議員にとって楽な方法を採用し続けることが、政務活動費の透明性をゆがめていることを認識され、改善されるよう強く求めます。

(6) 日本会議への会費

当方の質問は、日本会議の会員になることが、県会議員としての政務活動にどう結び付くのかと聞いています。 貴回答には、これに対する具体的な回答はなく、会費を政務活動費で支払うに値すると査定する要件を示しています。 示された要件によると、「具体的な団体行動があると認めれば・・・」となっており、県会議員としての政務活動に無関係な団体であっても、団体行動を例証できれば支払うこととなります。

極端な例を挙げれば、団体が暴力団体であっても要件さえ満たされれば支払うこととなりますが、この解釈で間違いありませんか？ そうならないためには、少なくとも団体の活動内容に一定の制限を設けるべきと考えますが、いかがですか？

「議員はどの団体に属しようと自由である。」憲法で保障されているこの原則に疑義を呈しているのではなく、日本会議への会費の支払いが、「政務活動費は、県議会議員としての正当な政務活動に対してのみ支払うべきである」という基本原則を逸脱していないかと聞いています。 正確にお答えください。

なお、1万円程度の会費は、議員のポケットマネーで容易に支払える額であり、保守系議員が、こぞって政務活動費に計上する意図が、別にあるのではないかと危惧します。 この点についても、回答をお願いします。

以上